

# 大分県報

平成二十八年  
二七八四号  
六月三日

（金曜日）

## 目次

### 規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正……………一

### 告示

指定希少野生動物植物の指定案……………一  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………二  
道路区域の変更……………二  
道路の供用開始……………二

### 公安委員会告示

指定講習機関の特定講習を行う事務所の名称変更……………二

### 収用委員会告示

土地収用法による裁決手続の開始……………三

### 公告

平成二十八年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）公告……………五  
平成二十八年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱ公告……………八  
競争入札参加者の資格に関する公示……………一三  
一般競争入札の実施……………一四

## 規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月三日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第八十二号

平成二十八年六月三日

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十一年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。  
第十一号様式の8中「できず」の次に「（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 大分県告示第三百二十七号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動物植物を指定希少野生動物植物として指定する予定であるので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。

なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。

平成二十八年六月三日

大分県知事 広瀬勝貞

### 一 指定する希少野生動物植物

フクジュソウ（キンポウゲ科）  
オキナグサ（キンポウゲ科）  
オオイタシロギセル（キセルガイ科）  
ハブタエムシオイ（ムシオイガイ科）

### 二 指定の理由

その種の個体数が著しく減少しつつあることにより、その存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため。

### 三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

#### 1 縦覧場所

大分県生活環境部自然保護推進室

#### 2 縦覧期間

平成二十八年六月三日から同月十六日まで

大分県報（規則・告示）

大分県告示第三百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年六月三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年五月十九日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 C S O おおいた

三 代表者の氏名

小野 光 良

四 主たる事務所の所在地

豊後大野市千歳町前田千百六十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童やその家族に対して、グループホーム、デイサービス、居宅支援、児童保育、子育て支援等、幅広い福祉に関する事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事業の変更

大分県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

前

一〇・四メートル

七八・〇メートル

県道三重新殿線

豊後大野市三重町百枝字長迫二〇〇六番一地从先から豊後大野市三重町百枝字長迫二〇〇〇番一地从先まで

後 一三・二  
〇・三

七八・〇

県道牧口徳田竹田線

豊後大野市清川町砂田字原四二番五地从先から豊後大野市清川町砂田字原三五番四地从先まで

前 一一・九  
〇・六

一五〇・〇

豊後大野市清川町砂田字原四二番五から豊後大野市清川町砂田字原三五番四まで

後 一一・九  
〇・六

一五〇・〇

大分県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始 区 間

供用開始年月日

県道三重新殿線

豊後大野市三重町百枝字長迫二〇〇六番一地从先から豊後大野市三重町百枝字長迫二〇〇〇番一地从先まで

平二八・六・三

県道牧口徳田竹田線

豊後大野市清川町砂田字原四二番五から豊後大野市清川町砂田字原三五番四まで

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第56号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定による指定講習機関の特定講習を行う事務所の名称について変更の届出があったので、同規則第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

大分県公安委員会委員長 高橋 治 人

指定講習機関の特定講習を行う事務所の名称の変更

名 称	株式会社竹田自動車協会
住 所	竹田市大字植木740番地
代 表 者 の 氏 名	山口 巧
特定講習を行う事務所の名称	変更前 竹田自動車学校 変更後 亀の井自動車学校・竹田
特定講習を行う事務所の所在地	竹田市大字植木740番地
変 更 年 月 日	平成28年5月20日

### ○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年六月三日

大分県収用委員会

- 一 起業者の名称  
大分県
- 二 事業の種類  
一般国道二百二十二号改築工事（響峠バイパス・大分県日田市大山町西大山字岩ノ下地内から同市大山町西大山字ヤシキ付地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
1 収用の部分

土地の所在	地 番	地 目	地 積	裁決手続の開始を決定した面積
	公簿	現況	公簿	実測

日田市大山町西大山字山下地内	四二九九番	宅地	宅地	平方メートル 五六・六二	平方メートル 六四・四八	平方メートル 五・五〇
----------------	-------	----	----	-----------------	-----------------	----------------

2 使用の部分  
(1) 土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	公簿	地 目	公簿	実測	裁決手続の開始を決定した面積
		現況	積			
日田市大山町西大山字山下地内	四二九九番	宅地	宅地	平方メートル 五六・六二	平方メートル 六四・四八	平方メートル 二・〇八
(2) 使用の方法及び期間等			方 法	範囲	期 間	土地の引渡しを完了した日から一年間
本件道路改築工事における水路設置のための床掘工事に必要な土地について、工事期間中一時的に使用する。				平方メートル 二・〇八		

四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所	持 分
登記名義人（亡）三管 スキの相続人 宮根 三枝子	京都府京都市山科区東野舞台町三七番地ルシエル山科舞台町一〇五号	三七八〇〇分の三七八〇
同 森 静馬	福岡県飯塚市忠隈二番地三五市営忠隈泉町住宅二棟八号	三七八〇〇分の九四五
同 森 百合子	神奈川県藤沢市藤沢四丁目一二番二五号ピラ・ビアンカー一〇二	三七八〇〇分の九四五
同 森 鐵男	大阪府大阪市西成区太子一丁目一五番二七号一階	三七八〇〇分の九四五
同 徳重 京子	福岡県飯塚市鶴三緒一四五二番地二飯塚記念病院	三七八〇〇分の九四五
同 高村 トキエ	大分県日田市大字庄手六二二番地三	三七八〇〇分の七五六
同 高倉 ミサヲ	大分県日田市天瀬町馬原六八六番地	三七八〇〇分の七五六
同 河津 守	大分県日田市大山町東大山三七二六番地	三七八〇〇分の七五六

平成二十八年六月三日

大分県報（公安委告示・収用委告示）

同 諫山 勝	大分県日田市大字日高二五八九番地一	三七八〇〇分 の七五六	同 河津 トキエ	大分県日田市大字石井一二八八番地五	三七八〇〇分 の一〇八
同 河津 武夫	福岡県太宰府市高雄四丁目九番六号	三七八〇〇分 の七五六	同 和合 あゆみ	福岡県福岡市早良区南庄三丁目一八番二号	三七八〇〇分 の五四
同 佐藤 エミ子	大分県日田市大字堂尾二九四番地	三七八〇〇分 の二八〇	同 三ツ廣 徳子	大分県日田市大字石井四五五番地四	三七八〇〇分 の五四
同 山内 カズ子	兵庫県西宮市川東町一番九一〇一〇一号	三七八〇〇分 の二八〇	同 河津 三雄	大分県由布市挾間町挾間五五一番地六	三七八〇〇分 の二一六
同 梶原 ケサヨ	福岡県北九州市八幡東区末広町一〇番三三三号	三七八〇〇分 の二八〇	同 河津 正利	大分県日田市淡窓一丁目六番二九号	三七八〇〇分 の二一六
同 吉田 ふみ子	福岡県大牟田市大字三池五四四番地一一三池平の下県営住宅一棟二〇四号	三七八〇〇分 の二八〇	同 納富 広子	大阪府豊中市穂積二丁目八番二一〇号	三七八〇〇分 の五四〇
同 久野 正則	福岡県春日市下白水南五丁目二二番地第一大町ビル一〇六号	三七八〇〇分 の二八〇	同 納富 浅男	大阪府高槻市北大樋町二一番一九号	三七八〇〇分 の五四〇
同 島田 康子	大分県大分市岩田町四丁目二番一A七一二二七号	三七八〇〇分 の二八〇	同 朝光 浩一郎	北海道旭川市緑が丘一条四丁目三番地の四	三七八〇〇分 の三六〇
同 川津 明子	兵庫県宝塚市口谷西三丁目二九番地七一	三七八〇〇分 の八四〇	同 朝光 義昌	北海道旭川市末広二条二丁目五番七号	三七八〇〇分 の三六〇
同 川津 和浩	兵庫県宝塚市口谷西三丁目二九番地の七一	三七八〇〇分 の六三〇	同 外山 京子	北海道旭川市忠和五条二丁目二番一八号	三七八〇〇分 の三六〇
同 川津 博明	大阪府枚方市東山二丁目四三番地の二（五〇八）	三七八〇〇分 の六三〇	同 三筈 克也	神奈川県南足柄市塚原二六七三番地	三七八〇〇分 の六七五
同 吉田 弘美	京都府相楽郡精華町精華台三丁目二一番地三	三七八〇〇分 の一〇八	同 小倉 京子	大分県日田市本町七番四八号	三七八〇〇分 の六七五
同 小ヶ内 幸則	栃木県宇都宮市東宿郷四丁目六番五号館野コーポ三〇九	三七八〇〇分 の一〇八	同 三筈 和也	福岡県福岡市南区屋形原四丁目一七番二号	三七八〇〇分 の六七五
同 梶原 君子	大分県日田市大字十二町二七六番地二	三七八〇〇分 の二一六	同 中 誠司	大分県中津市大字一ツ松一二六番地九	三七八〇〇分 の一三五
同 小ヶ内 次男	大分県日田市大字十二町一一一番地六	三七八〇〇分 の二一六	同 三筈 容子	福岡県福津市花見の里三丁目一七番二〇号ブルーバレーヒルズ花見東II二〇二	三七八〇〇分 の一六七〇
同 小ヶ内 勝利	大分県日田市中本町二番三二一号	三七八〇〇分 の二一六	同 三筈 康久	大分県日田市大山町西大山五二二番地四	三七八〇〇分 の一〇〇
同 小ヶ内 和人	福岡県うきは市浮羽町西隈上四四番地一〇	三七八〇〇分 の二一六	同 三筈 眞弓	大分県日田市大山町西大山五二二番地四	三七八〇〇分 の一六七〇
同 森 昭子	福岡県北九州市八幡東区松尾町二一番三二二号	三七八〇〇分 の二一六	同 三筈 右文	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南一丁目四番一七号	三七八〇〇分 の一六七〇
同 河津 茂樹	大分県日田市淡窓二丁目八番八号コーポ矢羽田	三七八〇〇分 の二一六	同 三筈 千賀子	福岡県嘉麻市下臼井一二七〇番地一碓井古賀ノ谷団地一一号	三七八〇〇分 の一六八〇

同 三 哲也	福岡県久留米市三藩町玉満四〇九九番地六	三七八〇〇分の一六八〇
同 後藤 曉美	愛知県豊田市保見ヶ丘五丁目一番地一〇〇分四一〇四一四〇一号	三七八〇〇分の三三三六〇
同 小松 千明	福岡県福岡市西区小戸五丁目二番二一三〇四号	三七八〇〇分の三三三六〇

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十八年五月二十四日

## 〇 公 告

平成28年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）公告  
平成28年6月3日

大 分 県 人 事 委 員 会  
次のとおり、平成28年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）を行います。

### 1 試験区分、採用予定者数及び職務の内容

試験区分	採用予定者数	職務の内容
行政（社会人経験者）	9人	知事部局、教育委員会等に勤務し、一般行政事務に従事します。 なお、県立学校に勤務する場合があります。
林業（社会人経験者）	2人	知事部局に勤務し、専門の業務に従事します。

注 1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。

また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。

注 2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

### 2 受験資格

(1) 年齢

試験区分	年 齢
行政（社会人経験者）	昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者
林業（社会人経験者）	

### (2) 国籍

日本国籍を有しない者も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な留資格がない場合は採用されません。

また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます（詳しくは6を参照してください。）。

### (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

### 3 試験の実施

#### (1) 試験日時及び試験会場

試験	試験日時	試験会場	備考
第1次試験	平成28年9月25日(日) 入室開始 午前9時 着席完了 午前9時30分	大分会場 大分県立大分西高等学校 (大分市新春日町2丁目1-1)  関東会場 都道府県会館（4階会議室） (東京都千代田区平河町2-6-3)	大分会場又は関東会場のいずれかを選択してください。
第2次試験	平成28年11月12日(土) 又は13日(日)	大分県公文書館 (大分市王子西町14番1号)	試験日時は第1次試験合格通知の際、本人に通知します。

注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車はできません。



(2) 試験の内容

次の試験を大学卒業程度の内容で実施します。

ア 第1次試験

受験者全員に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 教養試験

公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について択一式による筆記試験をします。

（2時間 40問 60点）

(イ) 論文試験（「行政（社会人経験者）」で実施）

社会人経験により培われた能力、公務に取り組み意欲及び職務の遂行に必要な論理的思考力等について筆記試験をします。

（1時間30分 1,600字以内 140点）

なお、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合、論文試験の採点は行いません。

(ウ) 専門試験（「林業（社会人経験者）」で実施）

専門的知識及び技術等の能力について記述式による筆記試験をします。

出題分野は、森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学です。

（1時間30分 140点）

イ 第2次試験

第1次試験の合格者に対して、面接試験（グループごとの集団討論及び人物についての個別面接（1回25分程度の面接を2回実施）による試験）を実施します。

（360点）

ウ 合格者の決定方法

最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。

（大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>）

(3) 試験結果の発表

試験	発表の時期	発表の方法
第1次試験	平成28年10月25日(火) 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。
第2次試験	平成28年11月下旬	

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。

（大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>）

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月27日（木）までに到着しない場合には、直ちに大分県人事委員会事務局（電話097—506—5212）にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求

この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接おいでください（日曜日、土曜日及び祝日等を除きます。）。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から起算して1月間	大分県人事委員会事務局（大分県市町村会館6階）
第2次試験	第2次試験受験者			

(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、試験区分、受験番号を記載した返信用長形3号封筒（235mm×120mm）を用意し、392円（簡易書留相当分）切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿（原則として確定後1年間に有効）に記載されます。大分県人事委員会は、任命権者（知事）からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者の中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は原則として平成29年4月1日です。

ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 給与

ア 給料月額

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経歴年数が8年の場合、月額222,600円程度です。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできないが、それ以外の職務には従事できます。

（公権力の行使に該当する主な職務の例）

- ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分
  - ・ 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づく許認可（法人設立認可等）
  - ・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り
  - ・ 公物管理権に基づく権力作用の行為（施設の使用許可、立入許可等）
  - ・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
  - ・ その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為  
（公の意思形成への参画に携わる職）
- 部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。
- 詳しくは、大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。

7 受験手続

(1) 申込書等の請求

申込書等は、次の県の機関で配布します。

機 関 名	所 在 地 等
大分県人事委員会事務局	〒870—0022 大分市大手町2—3—12（大分県市町村会館6階）電話 097—506—5212
大分県 東 部 振 興 局	〒873—0504 国東市国東町安国寺786—1（国東総合庁舎）電話 0978—72—1212
大分県 南 部 振 興 局	〒876—0813 佐伯市長島町1—2—1（佐伯総合庁舎）電話 0972—22—0390
大分県 豊 肥 振 興 局	〒878—0013 竹田市大字竹田字山手1501—2（竹田総合庁舎）電話 0974—63—1171
大分県 西 部 振 興 局	〒877—0004 日田市城町1—1—10（日田総合庁舎）電話 0973—23—2200
大分県 北 部 振 興 局	〒879—0454 宇佐市大字法鏡寺235—1（宇佐総合庁舎）電話 0978—32—1170
豊後 高 田 土 木 事 務 所	〒879—0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎）電話 0978—22—2285
別 府 土 木 事 務 所	〒874—0840 別府市大字鶴見字下田井14—1 電話 0977—67—0211
臼 杵 土 木 事 務 所	〒875—0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72—254 電話 0972—63—4136
豊後 大 野 土 木 事 務 所	〒879—7131 豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁舎）電話 0974—22—1056
玖 珠 土 木 事 務 所	〒879—4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137—1（玖珠総合庁舎）電話 0973—72—1152
中 津 土 木 事 務 所	〒871—0024 中津市中央町1—5—16（中津総合庁舎）電話 0979—22—2110

大分県 東京事務所	〒104—0061 東京都中央区銀座2—2—2（ヒューリック西銀座ビル6階）電話 03—6862—8787
大分県 大阪事務所	〒530—0001 大阪市北区梅田1—1—3—2100（大阪駅前第3ビル21階）電話 06—6345—0071
大分県 福岡事務所	〒810—0001 福岡市中央区天神2—14—8（福岡天神センタービル10階）電話 092—721—0041
大分県 立図書館	〒870—0008 大分市王子西町14—1 電話 097—546—9972

注 郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。

封筒の表左側に、「上綴（社会人経験者）受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間

ア 郵送及び持参による申込みの場合

平成28年8月1日（月）～8月19日（金）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

注 郵送された申込書は、8月19日（金）までの消印があるもの限り受け付けます。

イ インターネットによる申込みの場合

平成28年8月1日（月）～8月19日（金）

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出

ア 郵送及び持参による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に52円切手を貼って、大分県人事委員会事務局に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「上綴（社会人経験者）受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続きを行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

イ インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信しますので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事

務局まで連絡してください。

（大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>）

(4) 申込者への受験票の送付

郵送及び持参による申込みの場合は、9月上旬に申込者へ受験票を郵送します。また、インターネットによる申込みの場合は、9月上旬にメールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、官製はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。

なお、9月7日（水）までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(5) その他

受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

車いすの使用等受験に際して要望のある方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。

8 問合せ先

大分県人事委員会事務局

電話 097—506—5212

~~~~~

平成28年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱ公告

平成28年6月3日

大分県人事委員会

次のとおり、平成28年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱを行います。

1 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容

| 種類 | 試験区分 | 採用予定者数 | 職務の内容                                               |
|----|------|--------|-----------------------------------------------------|
| 中級 | 総合土木 | 1人     | 知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。                          |
|    |      |        | 知事部局、教育委員会等に勤務し、一般事務に従事します。<br>なお、県立学校に勤務する場合があります。 |
| 初級 | 一般事務 | 10人    | 知事部局、教育委員会等に勤務し、一般事務に従事します。<br>なお、県立学校に勤務する場合があります。 |
|    |      |        | 教育委員会又は市町村立学校に勤務し、教育事務に従事します。                       |



|          |     |                                                       |
|----------|-----|-------------------------------------------------------|
| 警察事務     | 2人  | 警察本部、県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事します(当直、交替制等の変動的勤務を伴う場合があります。) |
| 林業       | 2人  | 知事部局に勤務し、専門の業務に従事します。                                 |
| 総合土木     | 2人  | 知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。                            |
| 医療免許資格職Ⅱ | 1人  | 県立学校、市町村立学校等に勤務し、学校給食の栄養に関する業務に従事します。                 |
| 計        | 22人 |                                                       |

注1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。  
また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

## 2 受験資格

(1) 年齢等

| 種類       | 試験区分               | 年齢等                                                                                                                             |
|----------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中級       | 総合土木               | 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(4年制以上のもの)を卒業した者又は平成29年3月までに卒業見込みの者(大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は受験できません。  |
| 初級       | 一般事務<br>警察事務<br>林業 | 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者又は平成29年3月までに卒業見込みの者(大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は受験できません。              |
|          | 総合土木               | 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(4年制以上のもの)、短期大学及び高等専門学校を卒業した者又は平成29年3月までに卒業見込みの者(大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は受験できません。 |
| 医療免許資格職Ⅱ | 学校栄養職員             | 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者                                                                                                      |

注 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員

会事務局にお問い合わせください。

## (2) 国籍

日本国籍を有しない者も受験できます(「警察事務」を除く)。

ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます(詳しくは6を参照してください)。

## (3) 免許

次の試験区分の受験には、免許が必要です。

| 種類       | 試験区分   | 免許                                                       |
|----------|--------|----------------------------------------------------------|
| 医療免許資格職Ⅱ | 学校栄養職員 | 栄養士法(昭和22年法律第245号)に規定する栄養士の免許を有する者又は平成29年3月31日までに取得見込みの者 |

注 上記の免許を取得見込みの者は、取得期限までに取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用されません。

## (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する者は受験できません。

## 3 試験の実施

### (1) 試験日時及び試験会場

| 試験    | 試験日時                                                                                                                                                                      | 試験会場                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 第1次試験 | 平成28年9月25日(日)<br>入室開始 午前8時30分<br>着席完了 午前9時<br>試験時間<br>教養試験 午前9時30分から12時まで<br>教養試験Ⅱ(事務系) 午後1時30分から2時30分まで<br>専門試験(技術系) 午後1時30分から3時30分まで<br>(注) 遅刻者は試験開始後、30分を経過したら入室できません。 | 大分県立大分西高等学校<br>(大分市新春日町2丁目1-1) |
| 第2次試験 | 作文試験・専門試験・適性検査                                                                                                                                                            | 大分県庁<br>(大分市大手町3丁目1番1号)        |

|                                                |                           |
|------------------------------------------------|---------------------------|
| 面接試験<br>平成28年10月19日（水）から10月22日（土）<br>までの指定する1日 | 大分県公文書館<br>（大分市王子西町14番1号） |
| ※試験日時は第1次試験合格通知の際、本人に通知します。                    |                           |

注1 事務系とは試験区分のうち「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」を指し、技術系とは事務系以外の試験区分を指します（以下同じ。）。

注2 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車はできません。

(2) 試験の内容

次の試験を中級試験及び医療免許資格職試験Ⅱは短期大学卒業程度、初級試験は高等学校卒業程度の内容で実施します。

ア 第1次試験

受験者全員に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 教養試験

公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について択一式による筆記試験をします。（2時間30分 50問 事務系：160点、技術系：80点）

(イ) 教養試験Ⅱ（事務系の受験者に対して実施）

国語の基礎力について筆記試験をします。（1時間 40点）

(ウ) 専門試験（技術系の受験者に対して実施）

専門的知識、技術等の能力について択一式による筆記試験をします。  
（2時間 40問 120点）

試験区分ごとの出題分野は別表1のとおりです。

イ 第2次試験

第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 作文試験（初級試験の受験者に対して実施）

職務の遂行に必要な表現力、構成力等について筆記試験をします。  
（1時間30分 800字以内 40点）

(イ) 専門試験（中級試験、医療免許資格職試験Ⅱの受験者に対して実施）

専門的知識、技術等の能力について記述式による筆記試験をします。  
（1時間30分 75点）

試験区分ごとの出題分野は別表2のとおりです。

(ウ) 適性検査  
職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。  
なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。

(エ) 面接試験  
人物について個別面接（1回20分程度の面接を2回実施）による試験をします。  
（初級試験：160点、中級試験・医療免許資格職試験Ⅱ：225点）

ウ 合格者の決定方法  
最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。  
また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。  
なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。  
（大分県ホームページ「大分県職員採用情報」  
<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>）

(3) 試験結果の発表

| 試験    | 発表の時期                 | 発表の方法                                                                              |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 平成28年10月4日（火）<br>午前9時 | 合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。 |
| 第2次試験 | 平成28年11月中旬            |                                                                                    |

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。  
（大分県ホームページ「大分県職員採用情報」  
<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>）

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月6日（木）までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局（電話097—506—5212）にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求

この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会議事局まで直接おいでください（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）。

| 試験    | 開示請求できる者                | 開示内容               | 開示期間             | 開示場所                        |
|-------|-------------------------|--------------------|------------------|-----------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者<br>(途中棄権者除く。) | 試験種目別得点、総合得点から起算して | 合格発表の日<br>から起算して | 大分県人事委員会議事局<br>(大分県市町村会館6階) |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者                | 及び総合順位             | 1月間              |                             |

(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒（235mm×120mm）を用意し、392円（簡易書留相当分）切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

- (1) 合格から採用まで
- ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿（原則として確定後1年間の効）に成績順に登載されます。大分県人事委員会（知事、教育委員会及び警察本部長）からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者がその中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は原則として平成29年4月1日以降ですが、既卒者については、それより前に採用されることもあります。

ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

エ 「警察事務」については、採用後警察学校において1月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。

(2) 給与

- ア 給料月額（例）
- 中級試験……………163,200円（短大卒の場合）
- 初級試験……………149,000円（高校卒の場合）
- 学校栄養職員……………167,900円（短大卒の場合）
- 注 上記の給料月額は、平成28年4月1日現在の初任給であり、経歴等に応じて加算

されます。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできないが、それ以外の職務には従事できます。

（公権力の行使に該当する主な職務の例）

- ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分
- ・ 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づく許認可（法人設立認可等）
- ・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り
- ・ 公物管理権に基づく権力作用の行為（施設の使用許可、立入許可等）
- ・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
- ・ その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為（公の意思形成への参画に携わる職）

部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。

詳しくは大分県人事委員会議事局までお問い合わせください。

7 受験手続

- (1) 申込書等の請求
- 申込書等は、次の県の機関で配布します。

| 機 関 名       | 所 在 地 等                                           |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 大分県人事委員会議事局 | 〒870-0022 大分市大手町2-3-12（大分県市町村会館6階）電話 097-506-5212 |
| 大分県東部振興局    | 〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1（国東総合庁舎）電話 0978-72-1212   |

|           |                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 大分県南部振興局  | 〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1（佐伯総合庁舎）<br>電話 0972-22-0390            |
| 大分県豊肥振興局  | 〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁舎）<br>電話 0974-63-1171       |
| 大分県西部振興局  | 〒877-0004 日田市城町1-1-10（日田総合庁舎）<br>電話 0973-23-2200            |
| 大分県北部振興局  | 〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎）<br>電話 0978-32-1170          |
| 豊後高田土木事務所 | 〒879-0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎）<br>電話 0978-22-2285           |
| 別府土木事務所   | 〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1<br>電話 0977-67-0211                |
| 臼杵土木事務所   | 〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254<br>電話 0972-63-4136               |
| 豊後大野土木事務所 | 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁舎）<br>電話 0974-22-1056       |
| 玖珠土木事務所   | 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1（玖珠総合庁舎）<br>電話 0973-72-1152        |
| 中津土木事務所   | 〒871-0024 中津市中央町1-5-16（中津総合庁舎）<br>電話 0979-22-2110           |
| 大分県東京事務所  | 〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2（ヒューリック西銀座ビル6階）<br>電話 03-6862-8787   |
| 大分県大阪事務所  | 〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100（大阪駅前第3ビル21階）<br>電話 06-6345-0071 |
| 大分県福岡事務所  | 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8（福岡天神センタービル10階）<br>電話 092-721-0041  |
| 大分県立図書館   | 〒870-0008 大分市王子西町14-1<br>電話 097-546-9972                    |

注 郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。

- 封筒の表左側に、「中級・初級・医療Ⅱ受験案内請求」と赤書きしてください。
- (2) 受付期間
- ア 郵送及び持参による申込みの場合  
平成28年8月1日（月）～8月19日（金）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
注 郵送された申込書は、8月19日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。
- イ インターネットによる申込みの場合  
平成28年8月1日（月）～8月19日（金）  
注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。
- (3) 申込書の提出
- ア 郵送及び持参による申込みの場合  
所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に52円切手を貼って、大分県人事委員会事務局に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「中級・初級・医療Ⅱ受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。  
なお、申込時には写真を貼らないでください。
- イ インターネットによる申込みの場合  
大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信しますので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。  
（大分県ホームページ「大分県職員採用情報」  
<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>）
- (4) 申込者への受験票の送付  
郵送及び持参による申込みの場合は、9月上旬に申込者へ受験票を郵送します。また、インターネットによる申込みの場合は、メールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、官製はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。  
なお、9月7日（水）までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。
- (5) その他  
受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。



車いすの使用等受験に際して要望のある方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。

8 問合せ先

大分県人事委員会事務局  
電話 097—506—5212

別表 1

| 種類       | 試験区分   | 出題分野                                                                                               |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中級       | 総合土木   | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）              |
| 初級       | 林業     | 森林経営、森林科学、測量、林産物利用                                                                                 |
|          | 総合土木   | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等） |
| 医療免許資格職Ⅱ | 学校栄養職員 | 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営                                                           |

別表 2

| 種類       | 試験区分   | 出題分野                                                             |
|----------|--------|------------------------------------------------------------------|
| 中級       | 総合土木   | 土質工学、構造力学、水理学、土木計画（河川・道路・都市計画）、建設環境、測量学、農業水利、農村環境整備、農業土木構造物、農地工学 |
| 医療免許資格職Ⅱ | 学校栄養職員 | 栄養指導、食品衛生学、調理理論、食品学                                              |

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

一 調達をする物品等の種類

大分県知事 広瀬勝貞

平成二十八年六月三日

大分県警察指掌紋情報管理システム  
競争入札の参加者の資格

二 競争入札に参加できない場合

- 1 競争入札に参加することができない場合
  - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合
  - (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
  - (三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
  - (四) 県税を滞納している場合
  - (五) 営業年数が一年未満である場合
  - (六) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合
  - (七) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
  - (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）
  - (二) 経営規模
    - イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
    - ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
    - ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）
  - (三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
  - (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値

大分県報（公告）

を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成二十八年六月三日から平成二十八年七月一日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成二十八年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成二十八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
- (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年6月3日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

大分県警察指掌紋情報管理システムの貸借契約

(2) 借入期間

平成29年1月1日から平成34年12月31日まで（72箇月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県警察本部刑事部鑑識課

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を平成28年7月13日(水)午後5時45分までに大分県警察本部刑事部鑑識課指紋係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期<br/>平成28年6月3日から同年7月1日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先<br/>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—506—2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所<br/>大分県警察本部刑事部鑑識課指紋係<br/>〒870—8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—536—2131</p> <p>(2) 日時<br/>平成28年6月3日から同年7月13日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語<br/>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係<br/>(2) 提出期限 平成28年7月15日(金)午前9時30分。ただし、郵送の場合は、同月14日(木)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館6階 本館61会議室<br/>(2) 日時 平成28年7月15日(金)午前9時30分<br/>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。こ</p> | <p>の場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項<br/>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項<br/>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。<br/>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項<br/>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの<br/>(2) 入札に関する条件に違反したもの<br/>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。<br/>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項<br/>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所<br/>上記6の(1)に同じ<br/>(2) 交付日時<br/>上記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。<br/>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるもの</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

とする。

14 入札に関する事務を担当する部局の名称

大分県警察本部警務部会計課用度・管財係

〒870—8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—536—2131 内線 2255

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

(1) 上記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場  
合がある。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け  
る。

17 Summary

(1) Nature and quantity of products to be rented  
Terminal equipment and others complete set for Oita Prefectural Police finger  
palm print information administration system

(2) Time limit for tender

9 :30 a.m. 15 July 2016

(3) Office

Identification Division, Oita Prefectural Police

3—1—1 Ohte-machi, Oita city 870—8502

Tel 097—536—2131